明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○財務省告示第百二十一号

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十八条の三第四項の規定に基づき、歳入徴収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件（平成十五年財務省告示第百五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

「子どものための金銭の給付勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項第一号」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第一項第一号」に改め、「改正前の児童手当法（」の下に「昭和四十六年法律第七十三号。」を加え、「第二十条第一項第一号並びに」を「第二十条第一項第一号、」に改め、「旧児童手当法第二十条第一項第一号」の下に「並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下「整備法」という。）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた整備法第三十条の規定による改正前の児童手当法の規定による拠出金に係る同法第二十条第一項第一号」を加え、第四号中「児童手当法第二十二条第一項（」を「子ども・子育て支援法第七十一条第一項（」に、「第二十二条第一項並びに」を「第二十二条第一項、」に、「を含む」を「並びに整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた整備法第三十条の規定による改正前の児童手当法の規定による拠出金に係る同法第二十二条第一項を含む」に改める。

○財務省告示第百二十二号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十七年一月財務省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

百二十四中「グルジア通貨」を「ジョージア通貨」に改める。

○文部科学省告示第八十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の三第八項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　文部科学大臣　下村　博文

租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設の一部を改正する告示

租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設（平成二十五年文部科学省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二項中「教育の」を「教育を受ける」に改め、同項に次の二号を加える。

六　通学定期券代

七　政令第四十条の四の三第六項第三号に掲げる外国の教育施設に就学するための渡航費（一回の就学につき一回の往復に要するものに限る。）又は学校等（同号に掲げる外国の教育施設を除く。）への就学に伴う転居に要する交通費であって公共交通機関に支払われるもの（一回の就学につき一回の往復に要するものに限る。）

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第九十号

沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）第二十七条の規定に基づき、沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　文部科学大臣　下村　博文

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件の一部を改正する告示

沖縄県に所在する学校等の児童生徒等についての災害共済給付に係る平成二十七年度以後の共済掛金の額を定める等の件（平成十七年文部科学省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

前文中「第五号において同じ。」を「第一号を除き、以下同じ。」又は沖縄県の区域において行われる特定保育事業（同項に規定する特定保育事業をいう。以下同じ。）を利用する児童」に改める。

第五号中「の児童」の下に「又は特定保育事業を利用する児童」を加える。

附　則

この告示は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○厚生労働省告示第二百二十九号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十八号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の四第二項第一号及び第三項並びに第二十八条の十第二項第一号及び第三項の規定に基づき、租税特別措置法第十二条の二第一項各号及び第四十五条の二第一項各号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名中「第十二条の二第一項各号及び第四十五条の二第一項各号」を「第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項」に改める。

第二条を削り、第一条中「（以下「令」という。）」を削り、「別表一」を「別表」に改め、同条の条名を削る。

別表一中「（第一条関係）」を削り、同表1の項を次のように改める。

1	主にがんの検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの 一　核医学診断用検出器回転型ＳＰＥＣＴ装置 二　核医学診断用リング型ＳＰＥＣＴ装置 三　核医学診断用ポジトロンＣＴ装置 四　骨放射線吸収測定装置 五　骨放射線吸収測定装置用放射線源 六　ＲＩ動態機能検査装置 七　放射性医薬品合成設備 八　核医学診断用直線型スキャナ 九　核医学装置用手持型検出器 十　甲状腺摂取率測定用核医学装置 十一　核医学装置ワークステーション 十二　Ｘ線ＣＴ組合せ型ポジトロンＣＴ装置 十三　ポジトロンＣＴ組合せ型ＳＰＥＣＴ装置 十四　診断用核医学装置及び関連装置吸収補正向け密封線源 十五　肺換気機能検査用テクネガス発生装置